



埼玉県報

第 3065 号
平成 30 年(2018 年)
12 月 21 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 秦第二土地改良区の役員退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の変更（建築安全課）
- 建築士事務所の監督処分（建築安全課）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定の取消し（越谷建築安全センター）

平成 30 年(2018 年)12 月 21 日

- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 30 年度 12・1 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項及び第十一条第一項中「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県立高等学校通則（以下「新通則」という。）第八条第三項及び第十一条第一項の規定は、施行の日以降高等学校に入学した生徒（新通則第十六条第四項の規定により入学した生徒であつて同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用する。
- 3 前項の規定により新通則第八条第三項及び第十一条第一項の規定が適用されるまでの高等学校の教育課程については、なお従前の例による。
- 4 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に高等学校に入学した生徒（新通則第十六条第四項の規定により入学した生徒であつて平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程についての平成三十一年四月一日から新通則第八条第三項及び第十一条第一項の規定が適用されるまでの間における改正前の埼玉県立高等学校通則第八条第三項及び第十一条第一項の規定の適用については、同条中「総合的な学習の時間」とあるのは「総合的な探究の時間」とする。

告 示

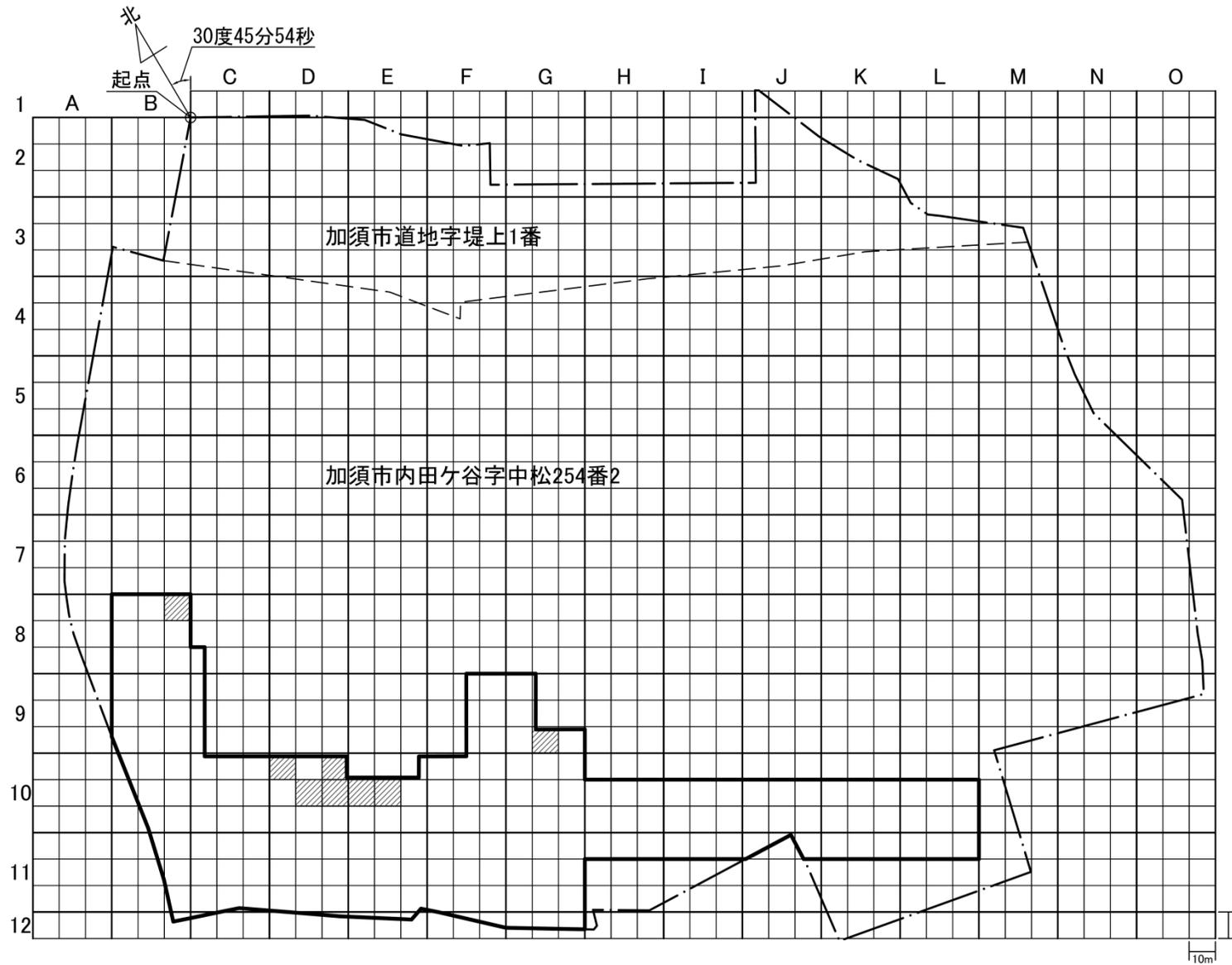
埼玉県告示第千三百十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県加須市内田ヶ谷字中松二百五十四番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物



別図

- 凡 例
- 筆境界
 - .- 敷地境界
 - 調査対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域に指定する区画

起 点
 起点は、加須市道地字堤上1番の最北端とする。

格子の回転角度
 30度45分54秒

告 示

埼玉県告示第千三百十八号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があつた。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	須 田 竹三郎	埼玉県熊谷市上須戸千五百五十三番地二

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ（地図情報レベル千、陸域〇・五メートルメッシュ、水域二・〇メートルメッシュ）、水準基標測量（二級水準測量））

三 作業地域

越辺川、都幾川、高麗川周辺（東松山市、吉見町、鳩山町、川島町、毛呂山町、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市）

四 作業期間

平成三十年十二月三日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十三号

平成三十年埼玉県告示第八百五十一号で公示した公共測量は、平成三十年十一月三十日終了した旨測量計画機関である埼玉県杉戸県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十四号

平成三十年埼玉県告示第八百五十三号で公示した公共測量は、平成三十年十一月二十六日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千三百二十五号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所

二 作業種類

公共測量（河川定期縦横断測量、三級基準点測量）

三 作業地域

児玉郡神川町北東部、児玉郡上里町北東部

四 作業期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十七号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成三十年十二月十五日から平成三十一年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

測量計画機関である桶川市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影（撮影縮尺一万分の一、画像解像度十二・五センチメートル））

三 作業地域

埼玉県桶川市全域

四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

測量計画機関である加須市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

数値撮影（デジタルカラー撮影）

三 作業地域

加須市全域（百三十三・三〇平方キロメートル）

四 作業期間

平成三十年十二月二十三日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

所沢市全域

四 作業期間

平成三十年十二月十五日から平成三十一年二月六日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

測量計画機関である所沢市上安松・下安松西土地区画整理準備組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市上安松・下安松西土地区画整理準備組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市大字上安松及び大字下安松の各一部

四 作業期間

平成三十年十二月十九日から平成三十一年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

赤間川流域（狭山市内）

四 作業期間

平成三十年十二月十三日から平成三十一年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十三号

測量計画機関である北本市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本市

二 作業種類

デジタル空中写真撮影（撮影縮尺一万分の一、地上解像度十二・五センチメートル）

三 作業地域

埼玉県北本市全域

四 作業期間

平成三十年十二月三十日から平成三十一年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第一項第七号、同条第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ及び別表第三（ニ）欄五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を変更する。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部建築安全課において縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

変更に係る区域

松伏町の区域内の都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

告示

埼玉県告示第千三百三十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

一 監督処分をした年月日

平成三十年十二月十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
株式会社NA O設計	埼玉県坂戸市 花影町六一二 十八	新井直	一級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（三）第 九〇三二号

三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖一年（平成三十一年三月一日から一年）

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市四本木二丁目一一番八地先 から同市大字新堀字東原三三七番 二地先まで</p>		区 間
一五・二〇〇三・五五・五四	一五・二〇〇三・五五・五四	敷地の幅員 (メートル)
四九二・九八		延 長 (メートル)
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号および平成二 十五年八月二十日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第九号の道路予 定区域の一部変更である。 社会資本整備総合交付金(改築)工 事</p>		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	飯能寄居線
供用開始の区間	日高市四本木二丁目一番八地先から 同市大字新堀字東原三三七番二地先ま で
供用開始の期日	平成三十年十二月二十二日 午後三時
備 考	平成三十年十二月二十 一日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十二 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長四九二・九八メー トル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九 四番一地从先から入間郡毛呂山町大 字葛貫字新田前一〇七八番一地从先 まで</p>	<p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九 四番一地从先から入間郡毛呂山町大 字葛貫字新田前一〇七八番一地从先 まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五五 番一地从先から同市大字山根字後山 一三三二番二地从先まで</p>	<p>日高市大字上鹿山字尾崎山六五五 番一地从先から同市大字山根字後山 一三三二番二地从先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・二〇〇七・一・一〇</p>	<p>一五・二〇〇七・一・一〇</p>	<p>七・四〇〇二九・六四</p>	<p>七・四〇〇二九・六四</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二〇一七・五〇</p>	<p>二〇一七・五〇</p>	<p>四七七一・〇〇</p>	<p>四七八九・〇〇</p>	<p>延 長 (メートル)</p>
<p>社会資本整備総合交付金(改築)工 事</p>	<p>社会資本整備総合交付金(改築)工 事</p>	<p>平成二十八年四月二十六日 示第九号、平成二十八年四月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第二号及び平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第十号の道路予定区域の一部変更で ある。</p>	<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号、平成十五年 二月十四日付け埼玉県告示第二百五 十九号、平成二十三年八月二十六日付 け埼玉県飯能県土整備事務所長告示 第二十二号、平成二十五年八月二十日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第九号、平成二十八年四月二十六日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第二号及び平成三十年十一月九日 付け埼玉県飯能県土整備事務所長告 示第十号の道路予定区域の一部変更で ある。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>路 線 名</p>	<p>飯能寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九四番 一地先から入間郡毛呂山町大字葛貫字 新田前一〇七八番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年十二月二十二日 午後三時</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年十二月二十 一日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十四 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長二〇一七・五〇メ ートル</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	飯能寄居線
供用開始の区間	日高市大字上鹿山字尾崎山六五五番一 地先から同市大字山根字後山一三三二 番三地先まで
供用開始の期日	平成三十年十二月二十二日 午後三時
備 考	平成三十年十二月二十 一日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十四 号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長四七七一・〇〇メ ートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年十月二十八日第二百五十二号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

	第一号	取消番号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定の取消しに係る道路の種類
指定の取消しの日	平成三十年十二月十四日	指定の取消しの日
指定の取消しに係る道路の位置	<p>(当初地番)埼玉県南埼玉郡宮代町字川端四百九十三番の十六、四百九十三番の十九 (現況地番)埼玉県南埼玉郡宮代町川端四丁目四百九十三番の十六、四百九十三番の十の一部、四百九十三番の四十五の一部</p>	指定の取消しに係る道路の位置
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	二十七・六〇	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十年十二月十二日

指令越建セ第三〇〇〇〇二二号

二 検査済証番号

平成三十年十二月十八日

越建セ第三七八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字高野島二千二百六十五番一、二千二百六十五

番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市下野田千三百七十四番地十三

木暮 淳

告 示

埼玉県病院事業告示第二十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 118,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 11 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
74.304 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 30 年 10 月 26 日